

## リノベーションまちづくり専門家派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、空き家、空き店舗などの遊休不動産のリノベーションを通して、地域に新たな雇用や産業を生み出すなど、地域の活性化に寄与するリノベーションまちづくり関連の事業（以下「リノベーション関連事業」という。）を促進するため、リノベーションの専門家を派遣する「リノベーションまちづくり専門家派遣事業（以下「事業」という。）」の実施に関して必要な事項を定める。

(事業の対象者)

第2条 事業の対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 県内市町村
- (2) 県内に所在する遊休不動産の活用等を目的としたリノベーション関連事業を実施する団体、又は個人

(専門家派遣の申請等)

第3条 専門家の派遣を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、リノベーションまちづくり専門家派遣事業申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を県に提出するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、前項の申請をすることができない。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者
- (2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に掲げる政治団体
- (3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に掲げる宗教法人

(専門家派遣の決定)

第4条 県は、第3条の申請内容を検討し、地域の活性化に寄与する事業であるとともに、一過性ではない継続的な事業効果が見込まれると認めるときは、リノベーションまちづくり専門家派遣依頼書（第2号様式）により専門家に派遣を依頼するものとする。

2 第1項による依頼を受諾した専門家は、リノベーションまちづくり専門家派遣受諾書（第3号様式）を県に提出するものとする。

3 県は、前項により専門家の派遣を決定したときは、申請者に対し、リノベーションまちづくり専門家派遣決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(完了報告書の提出)

第5条 申請者は、専門家の派遣完了後、速やかにリノベーションまちづくり専門家派遣完了報告書（第5号様式）を県に提出するものとする。

(実績報告書の提出)

第6条 申請者は、専門家の派遣完了後、20日以内にリノベーションまちづくり専門家派遣実績報告書（第6号様式）を県に提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 県は、専門家に対する謝金及び旅費を負担する。

2 前項の謝金は、県が定めた基準により算出する。

3 第1項の旅費は、福島県旅費条例（昭和28年条例第24号）に基づき算出する。

(その他必要な事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月3日から施行する。